

伊丹市新庁舎整備基本計画 概要版 平成30年3月 伊丹市

伊丹市新庁舎整備基本計画は、本市が目指す庁舎像を明らかにし、基本設計・実施設計に対し、建設条件の大枠を明らかにする基本的指針となります。庁舎として備えるべき各種機能を定めたほか、新庁舎の配置計画や必要となる規模、想定される事業費などについて整理しました。

今後は、本基本計画に基づき有利な財源を確保することで市民負担の軽減を図りながら、取り組めます。

現庁舎の現状と新庁舎の必要性

耐震不足

老朽化

狭あい化

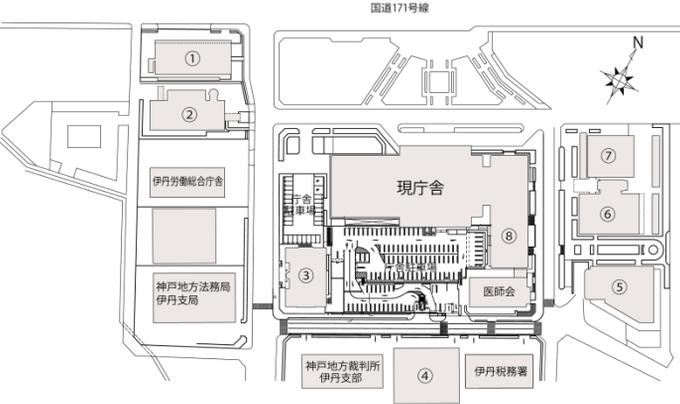
市民サービス低下

ユニバーサルデザイン非対応



名称	建築年	階数	延床面積	耐震
現庁舎	昭和47年 (1972年)	地上7 地下2	21,220㎡	×

庁舎周辺公共施設の概要



	名称	建築年	階数	延床面積	耐震
①	消防局・西消防署	昭和47年 (1972年)	地上3	2,305㎡	○
②	上下水道局	昭和47年 (1972年)	地上3 地下1	2,485㎡	×
③	総合教育センター	平成6年 (1994年)	地上6	3,148㎡	○
④	こども発達支援センター	平成28年 (2016年)	地上4	2,796㎡	○
⑤	中央公民館	昭和48年 (1973年)	地上3 地下1	3,494㎡	×
⑥	庁舎東館 (防災センター)	昭和48年 (1973年)	地上4	2,359㎡	○
⑦	博物館	昭和47年 (1972年)	地上2 地下2	1,857㎡	○
⑧	保健センター	昭和60年 (1985年)	地上3	1,496㎡	○

新庁舎建設の検討経緯

- I. 平成14年12月 庁舎耐震診断を実施【伊丹市庁舎耐震診断設計（報告書）】
□庁舎が一体なった形状の場合、必要とされる耐震性能に対し、**40～70%の耐力**
- II. 平成19年 5月 公共施設再配置計画（市役所周辺）を策定
□工事期間・費用との関係から、**耐震補強が最も効率・効果的と判断**
- III. 平成22年11月 伊丹市庁舎対地震化計画及び周辺施設再配置計画を策定
□再配置計画（平成19年）を再検討（工事工程、仮設計画、引越計画、総事業費等を含めた工法の選択）
□既存躯体の対地震化工法は、免震工法が耐震工法に比べて優位
□各評価項目の評価結果を考慮すると、**敷地内新築案が最も優位**（工事後の庁舎性能、工事中の影響等）
- IV. 平成28年 2月 伊丹市公共施設再配置基本計画を策定
□建て替え時期については、**次期総合計画（第6次）期間内（平成33年～平成42年）の検討**を予定
- V. 平成28年 6月 建て替え時期の前倒しを表明
□熊本地震の教訓から、建て替え時期の前倒しを決定し、表明
- VI. 平成29年 1月 公共施設等適正管理推進事業債の創設
□事業年度（平成29年度～平成32年度）にあわせ、**建て替え時期を平成32年度**とする
安全・安心施策推進班所掌に、「庁舎の建替えに係る計画の立案」を追加
□建設場所について、中心市街地を含めた庁舎移転を検討した結果、**現庁舎場所での建て替えを決定**
- VII. 平成29年 6月 伊丹市新庁舎整備推進本部を設置

新庁舎建設の基本的な考え方

新庁舎は、災害発生時においても行政機能が麻痺することなく業務が継続されることが重要です。長期間にわたって利用することから、現庁舎が抱える課題を解決し、将来の様々な変化に柔軟に対応し、より良い行政サービスの提供と効率的な行政運営を可能とするものを目指すため、新庁舎整備の基本理念を『市民の安全・安心な暮らしを支え 夢と魅力があふれる庁舎』とし、基本理念を実現するために4つの基本方針を定めます。

基本理念

～市民の安全・安心な暮らしを支え 夢と魅力があふれる庁舎～

《安全・安心の庁舎》

- 基本項目
- 1) 耐震安全性
 - 2) 災害時の業務継続機能

《多機能で誰もが利用しやすい庁舎》

- 基本項目
- 1) ユニバーサルデザイン
 - 2) 窓口機能
 - 3) 情報発信機能の充実

《質の高い行政サービスを実現する庁舎》

- 基本項目
- 1) 可変性
 - 2) 保全性
 - 3) 機能性・防犯性

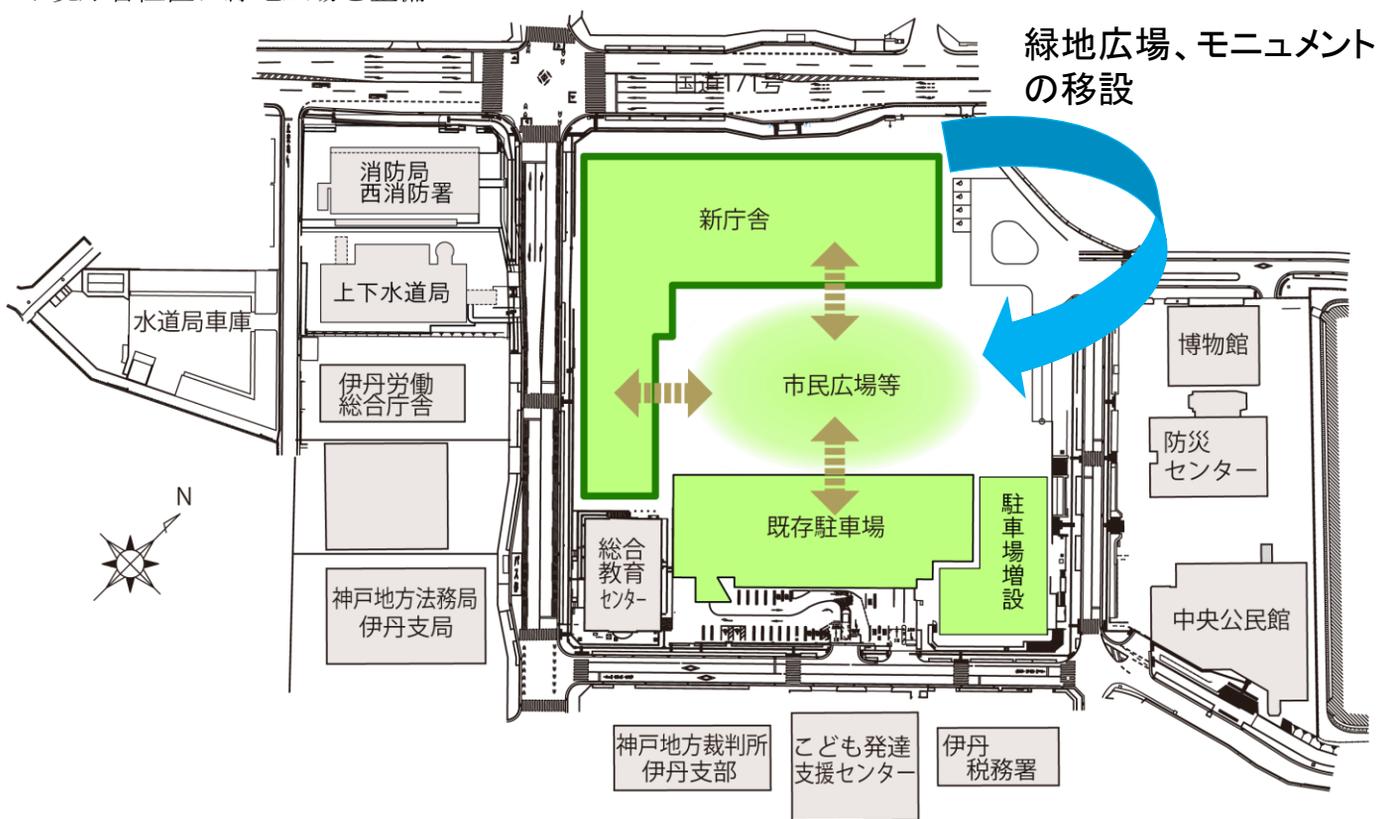
《環境に配慮した庁舎》

- 基本項目
- 1) 環境先進性
 - 2) ライフサイクルを通じた環境負荷低減
 - 3) エネルギーマネジメント
 - 4) 環境共生



新庁舎配置計画・規模

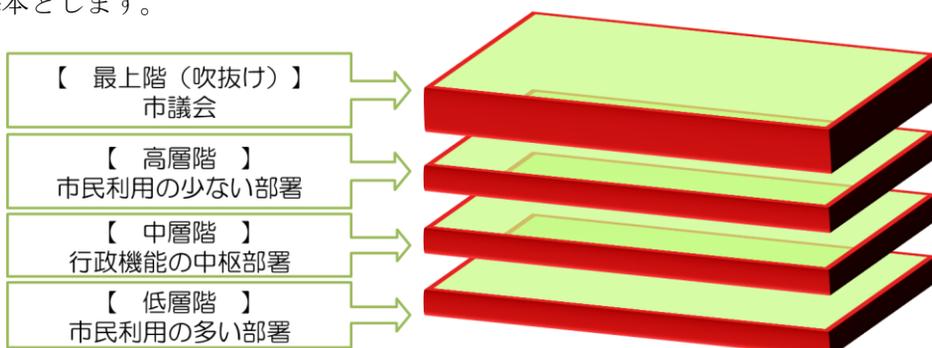
- ◆北側緑地及び現庁舎西側駐車場位置に新庁舎建設
- ◆現庁舎位置に緑地広場を整備



(1) 新庁舎建設の前提条件	<p>以下の項目を基本条件として検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2020年度(平成32年度)に着工し、2021年度(平成33年度)中に新庁舎建設の事業完了(現庁舎の解体は除く。)が見込めること。 ■ 新庁舎建設にあたっては、建設場所が現在使用中の敷地であることから、既存建物との取り合いや工事手順について配慮すること。 ■ 市民利用への配慮、福祉や市民サービス拡充のため、市民受入れスペースとなる1階に十分な床面積が確保できること。 ■ 事業費削減のため、仮設庁舎の建設が不要な計画であること。 ■ 建築基準法で規定される日影規制をクリアしつつ、周辺への日影の影響が少ない計画であること。 ■ 各方面からの庁舎へのアクセスが容易であり、利用者のアクセス動線が明確であること。
(2) 基本指標	①計画人口・・・20万人 ②職員数・・・974人 ③議員数・・・28人
(3) 庁舎規模	①庁舎の規模・・・本庁舎:24,000㎡程度、 ②駐車場等の規模・・・ 駐車場:260台程度(公用車駐場合)、駐輪場:880台程度

新庁舎ゾーニング計画

来庁者(市民等)の利便性や事務効率の向上等の観点から、低層階に来庁者の多い窓口、相談、情報提供機能を中心に配置し、中層階には行政中枢機能、高層階には市民利用の少ない部署、最上階には市議会を配置することを基本とします。



事業費及び財源

新庁舎整備に係る概算事業費は、他市の庁舎建設事例や最近の建設物価を参考に想定します。なお、概算事業費は資材価格・労務費の高騰により変動することも考えられますが、本市の将来の財政運営の影響を見据え、より効率的に整備を進め事業費の縮減に努めます。また、新庁舎建設事業の財源は、主に公共施設等適正管理推進事業債の市町村役場機能緊急保全事業の活用を想定しています。

項目	金額	備考
建設工事費	105.3億円	
屋外整備工事費	8.6億円	植栽等の撤去 外構整備等
撤去工事費	7.3億円	
その他経費	13.8億円	設計費 備品購入費等
合計	135億円	

<新庁舎整備事業費の財源内訳>

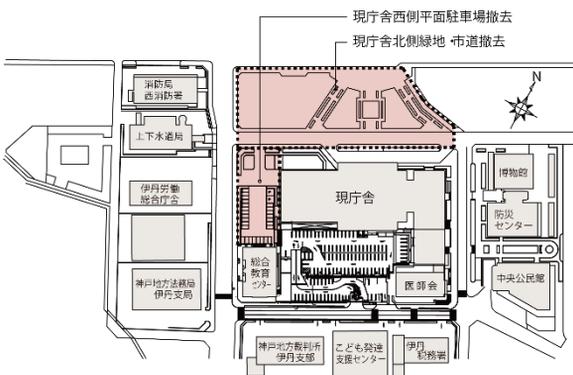
起債対象経費			
交付税措置対象 充当率 75%	交付税措置対象外 (資金手当) 15%	一般財源 10% 基金の活用 が基本	起債対象経費を 超える部分 一般単独事業債 (充当率75%・ 交付税措置なし)
交付税措置 30%	交付税措置なし		

新庁舎整備事業の財源対策のため、公共施設等整備保全基金に毎年度1.5億円を積み立てており、平成29年度(2017年度)末には16億円、整備最終年度となる2021年度(平成33年度)末には22億円となる見込みです。

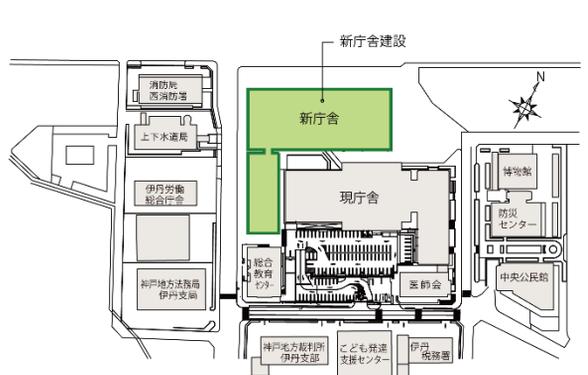
新庁舎建設スケジュール

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
工程	基本計画 設計者選定	基本設計	実施設計 実施設計者・施工者選定	新庁舎建設工事	新庁舎建設工事	現庁舎解体 供用開始	外構工事	

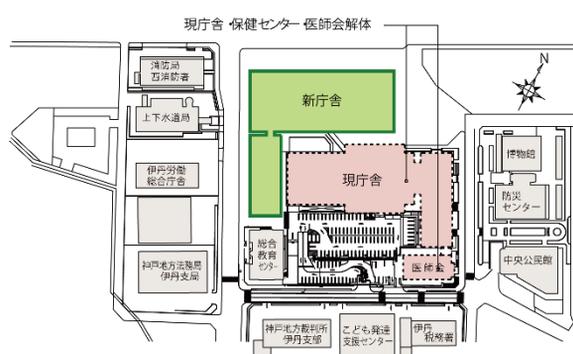
1期工事(2019年度(H31年度))



2期工事(2020-21年度(H32-33年度))



3期工事(2022年度(H34年度))



4期工事(2023-24年度(H35-36年度))

